

第5回年金業務・社会保険庁監視等委員会指摘事項に対する回答

平成19年12月5日

社会保険庁

（問 1）厚生年金保険、国民年金等の被保険者記録に係る台帳等は、どこにどれだけ保管されているか。

（回答）

- 1 社会保険事務所及び市町村における被保険者台帳等の記録の保管状況については、本年 9 月 10 日の第 3 回年金業務・社会保険庁監視等委員会の資料 2－②（別添）の「10. 社会保険庁における被保険者台帳等の保管状況及び市町村における国民年金の被保険者名簿の保管状況の調査結果」及び資料 7 の「1. 2（6）」の通りである（別紙参照）。

（社会保険事務所に約 69,178 万件、市町村に約 13,526 万件）

- 2 一方、11 月 16 日の第 5 回委員会においてご説明した内容は、社会保険業務センターにおける厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保管状況についてであり、詳細は以下の通りである。

- ・ 厚生年金保険の被保険者台帳については、戦災による焼失をさけるため、昭和 20 年に本庁から地方庁に移管し、昭和 34 年の年金業務室（現在の社会保険業務センター）の発足に伴い、本庁に再移管（約 3,229 万件）するまで地方において管理されていた。
- ・ その後、これらの台帳は、昭和 44 年度から昭和 52 年度にかけてマイクロフィルム化（昭和 29 年 4 月 1 日以前に資格を取得して、同日前に資格を喪失し、昭和 34 年 3 月 31 日まで再取得していない者の被保険者台帳）又は磁気テープ化（昭和 32 年 10 月 1 日現在で被保険者であった者に係る被保険者台帳等。記録は、オンライン化に伴い磁気ファイルに収録）を実施し、マイクロフィルム化した台帳（約 1,754 万件。マイクロフィルム化完了時点）は廃棄を行い、磁気テープ化の元となった台帳（約 1,365 万件。磁気テープ化完了時点）は継続して管理している。（三十年史、社会保険庁二十五年史から確認）
- ・ これらの紙台帳及びマイクロフィルム（正本）は、民間業者と保管委託契約を締結し、当該民間業者の保有する倉庫で保管しているが、紙台帳の保管委託契約は台帳の枚数ではなく台帳収納箱等の数（4,373 ケース）を確認の上、保管に必要な専用区画を借り上げるものとなっている。

- ・ なお、磁気テープ化の元となった台帳については当該民間業者の保有する第二倉庫に、マイクロフィルム化した台帳については第三倉庫にそれぞれ保管されている。(注)
 - ・ 現在、どれだけの台帳が保管されているかについては、社会保険業務センターに保存されている書類の確認や保管委託業者の倉庫での実地調査により、その保管状況の確認を行っているところである。
 - ・ しかしながら、大量の台帳収納箱について、台帳の種類や保管状況を確認する必要があることや、委託業者の倉庫が離れているため、常時、保管状況の確認を行うことができないことなどから、調査には相当の時間が必要である。
- (注) 当該民間業者が保有するいくつかの倉庫のうち、社会保険庁が契約している倉庫は、第二及び第三のみである。

平成19年8月23日

社会保険事務所における被保険者台帳等の保管状況の調査結果について

1 調査の概要

年金記録の確認においては、マイクロフィルム化した被保険者台帳等を必要に応じて確認しているが、今後の年金記録の相談業務に当たっての参考とするため、平成19年5月時点における、社会保険事務所で保管されているマイクロフィルム化した被保険者台帳等の保管状況及び紙台帳の保管状況について、309事務所に対し調査を行った。

〔調査内容〕

- ・ 社会保険事務所で保管されているマイクロフィルム化した被保険者台帳について、どのような台帳が何件保管されているか。
- ・ 紙の被保険者台帳の有無、ある場合には何件保管されているか。

※ 件数とは、被保険者台帳等で管理している記録の件数のことであり、国民年金（台帳）及び厚生年金保険（原票）については枚数（1枚当たり1記録収録）、厚生年金保険（名簿）及び船員保険（名簿）については、被保険者記録の延べ件数のことである。

2 マイクロフィルム化した被保険者台帳等の保管状況

マイクロフィルムの件数把握に当たっては、各社会保険事務所において、索引簿を集計し、件数調査を行った。

○マイクロフィルム化した国民年金の被保険者台帳の件数

①特殊台帳	約	2,460 万件
②普通の台帳	約	105 万件
③特殊台帳と普通の台帳が混在	約	573 万件

○マイクロフィルム化した厚生年金保険の被保険者台帳の件数

①被保険者原票

約 1億1,404 万件

②被保険者名簿

約 2億7,481 万件

○マイクロフィルム化した船員保険の被保険者名簿の件数

約 855 万件

3 被保険者台帳等(紙台帳)の保管状況

紙台帳の件数把握に当たっては、各社会保険事務所において、その保管状況(バインダーや箱での管理等)が異なることから、個々の保管状況に応じて、1冊(箱)当たりの平均件数から全体件数を概算で算出するなどして、件数調査を行った。

○紙台帳の国民年金の被保険者台帳の件数

①特殊台帳

約 40 万件

②普通の台帳

約 113 万件

③特殊台帳と普通の台帳が混在

約 13 万件

○紙台帳の厚生年金保険の被保険者台帳の件数

①被保険者原票

約 85 万件

②被保険者名簿

約 2億5,297 万件

○紙台帳の船員保険の被保険者名簿の件数

約 576 万件

注 1) 国民年金の被保険者台帳について

① 特殊台帳

- ・ 国民年金の被保険者台帳のうち、特例として過去に遡って保険料の納付を行った特例納付の記録、1年分の保険料を事前に納付する前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納や免除となっている記録など特殊な納付記録があるもの。
- ・ 昭和59年のオンライン化に伴い、マイクロフィルム化して社会保険事務所で保存管理し、紙台帳を廃棄。

② 普通の台帳

- ・ 全ての被保険者期間を通じて保険料納付が通常の納付方法により行われている記録又は、保険料の免除がある場合には年度当初から年度末まで年度を通して行われている記録であり、かつ、年度ごとに全ての期間が納付であるか免除であるものなど、上記①に掲げた特殊な納付記録がないもの。
- ・ 昭和59年のオンライン化に伴い、既に磁気テープ化した情報を紙に打ち出しリスト化し、これを元の紙台帳と再度照合して誤りのないことを確認し、最終的にオンラインデータとして確定した上で、紙台帳を廃棄。

注 2) 厚生年金保険の被保険者台帳について

① 被保険者名簿

- ・ 事業主からの届書をもとに、社会保険事務所において、事業所毎に被保険者の記録(氏名、生年月日、住所、資格の取得・喪失、被保険者であった期間における標準報酬の変遷など)を整理した名簿。被保険者の記録は、昭和35年7月まで、この被保険者名簿により管理。

② 被保険者原票

- ・ 昭和35年8月から、事業主からの届書をもとに、社会保険事務所において、個人毎に被保険者の記録を整理した原票。なお、東京、大阪、京都、福岡の社会保険事務所においては、昭和35年8月以降も引続き、名簿方式により被保険者の記録を管理。
- ※ 被保険者名簿及び被保険者原票は、検索を容易にし業務処理の効率化を図ること、紙の破損又は磨耗による記録の消失を防止すること、業務を行う場所を確保することなどを目的に、昭和51年から平成4年にかけてマイクロフィルム化を実施し、紙台帳を廃棄。

注 3) 今回の調査は社会保険事務所で保管している被保険者台帳等を対象としたものであるため、上記の件数は社会保険業務センター等で保管している厚生年金保険旧台帳(約 1, 430 万件)、船員保険旧台帳(約 36 万件)及びその他の台帳の件数は含んでいない。

平成19年8月23日

市町村における国民年金被保険者名簿の保管状況の調査結果について

市町村が保管する国民年金被保険者名簿について、国への移管等に係る作業の前提として、全体の保管件数を把握するため調査を行った(注1及び2)。

なお、これは、平成19年8月23日時点における、全市町村からの回答に基づき取りまとめたものである。

○国民年金被保険者名簿の保管件数(延べ件数)

	約	135,262,800件
うち		
紙による保管件数	約	39,837,000件
マイクロフィルムによる保管件数	約	45,547,100件
磁気媒体による保管件数	約	49,878,700件

(注1)名簿の性格と今般の調査

国民年金被保険者名簿(以下「名簿」という)は、国の管理下にあるコンピュータの記録やかつての「国民年金被保険者台帳」のような年金支給の根拠となる年金記録の原簿ではなく、平成14年3月まで、市町村が国民年金保険料の収納事務を行うために使用していた、いわば「控えの帳簿」であった。

平成14年4月以降は、国民年金保険料の収納事務が国に移管されたことから、市町村がこれを保管する法令上の義務はなくなっており、現在保管されている名簿は、市町村の判断で念のため保管していたものであり、今般、その保管件数について調査を行ったものである。

(注2)保管されている名簿の状況

名簿は、平成14年3月まで、市町村においていわば「控えの帳簿」として使用されていたものであり、①他の市町村に転出して、転出元の市町村の被保険者でなくなった場合や、②死亡したり、厚生年金の被保険者資格を取得したことにより、国民年金の被保険者でなくなった場合においては、それ以降5年間だけ保管することとされていた。

一方で、転居に伴って、1人の方について複数の市町村に名簿が保管されている場合や、現在は国民年金の被保険者でない方であって、かつては国民年金の被保険者であった方に係る名簿が保管されている場合もある。また、市町村によっては、1人の方について、紙と磁気媒体など複数の種類の名簿を重複して保管している場合もある。

今般の調査は、名簿の国への移管のために全体の保管件数を把握するものであることから、これらの保管件数を全て計上している。

なお、上記の他、市町村から社会保険事務所へ移管され保管している名簿が 940,100 件ある。

(参考)

国民年金被保険者名簿等の旧市町村(平成14年3月末時点の合併前の旧市町村(3, 246市町村))別の保管状況については、「市町村における国民年金被保険者名簿等の保管状況」(平成19年7月4日社会保険庁)として公表していたところであるが、その後、市町村からの報告に変更があり、これを8月23日時点において取りまとめたところ、次のとおりであった。

- ・保管している旧市町村 3, 097(7月4日時点3, 046)
- ・保管していない旧市町村 149(7月4日時点 200)

2 直面する年金記録問題への対応

（6）国民年金及び厚生年金に関する年金記録（被保険者台帳、被保険者名簿、被保険者原票等を含む。）が、媒体（紙台帳等、マイクロフィルム、磁気テープ、他の電磁的記録媒体）ごとに、どこに、何件あるのか。（第1回委員会資料6参照）

また、市町村が保管していた被保険者名簿のうち、社会保険庁に引き渡されたものは、どこに、何件あるのか。

- 国民年金及び厚生年金に関する年金記録は、社会保険業務センターのオンラインシステムで管理している約3億件の記録とマイクロフィルムで管理している「1430万件」「36万件」の記録がある。
- 上記のほか、社会保険事務所において管理している記録については次頁資料を参照。

社会保険事務所における被保険者台帳等の保管状況について

1 マイクロフィルム化した被保険者台帳等					2 被保険者台帳等(紙台帳)				
国民年金		厚生年金保険		船員保険	国民年金		厚生年金保険		船員保険
①特殊台帳 の件数	②特殊台帳 以外の一般 の被保険者 台帳の件数	①被保険者 原簿の件数	②被保険者 名簿の件数	被保険者台 帳の件数	①特殊台帳 の件数	②特殊台帳 以外の一般 の被保険者 台帳の件数	①被保険者 原簿の件数	②被保険者 名簿の件数	被保険者台 帳の件数
北海道	1,446,900	45,400	8,927,600	4,857,400	875,100	1,600	0	1,200	2,585,700
青森	308,600		1,619,600	455,300	242,200				175,500
岩手	368,800		1,497,200	552,100	208,200	300		3,800	421,700
宮城	821,300		2,219,100	583,200	563,400	1,100		1,800	470,300
秋田	345,800		1,281,100	511,800	22,800	2,700	0		511,800
山形	577,700		1,300,500	834,700	28,900				834,700
福島	776,900		2,966,000	1,325,800	358,000				1,325,800
茨城	738,300		2,382,600	1,079,000	104,900	52,100	124,500	500	1,041,500
栃木	615,800		3,505,800	846,500					846,500
群馬	412,800		2,173,600	1,431,800		36,000	44,300		1,385,000
埼玉	1,485,300		3,870,900	1,908,600				48,200	1,184,100
千葉	1,162,700		3,190,400	1,060,300	176,000	400			807,600
東京	958,600			160,000,000	1,404,000				160,000,000
神奈川	1,052,900	992,800	8,856,500	5,406,200	232,300	2,200		13,400	3,900,200
新潟	824,600		3,623,400	2,480,900	55,900	104,200	48,900		1,510,300
富山	299,200		1,973,600	1,101,500	43,000				1,101,500
石川	255,800		1,492,900	629,900	96,900	1,300	31,700	72,800	614,500
福井	239,700		1,084,600	538,800	16,400				538,800
山梨	233,500		629,400	274,200		600	191,500		274,200
長野	763,100		2,599,200	1,772,400					1,772,400
岐阜	487,400		2,647,400	1,391,700		4,900	2,800		1,359,200
静岡	599,200		6,140,100	3,073,700	233,500	200			2,673,300
愛知	1,878,100		10,249,600	6,410,900	30,700	93,100	91,000		6,040,700
三重	431,000		1,709,600	1,014,300	272,700	26,900	5,900		875,400
滋賀	229,100		1,388,600	904,600		400		22,000	177,400
京都	1,828,000			4,355,800			55,200		4,355,800
大阪	2,137,600			27,856,000	288,000				27,856,000
兵庫	1,455,200	12,700	7,476,100	4,599,200	618,300				4,599,200
奈良	293,700		815,200	556,100		98,300		569,100	435,600
和歌山	297,900		1,394,500	674,100	94,500				674,100
鳥取	174,200		824,600	490,900	44,400		24,700		490,900
島根	188,800		1,051,900	632,800	46,600				632,800
岡山	577,800		3,333,300	1,396,000	60,000				1,396,000
広島	570,900		4,381,900	2,345,800	135,400		105,000	200	2,318,800
山口	349,300		1,904,200	1,873,000	528,000		73,000	1,200	1,495,500
徳島	184,500		1,076,100	453,500	75,400	31,500	88,400		452,500
香川	271,400		1,397,000	607,000	81,200	39,000	211,500	30,300	607,000
愛媛	372,200		2,492,700	1,173,500	345,200				1,173,500
高知	129,600		1,018,600	499,100	259,500		28,000	10,500	374,300
福岡	1,280,100			21,651,600	278,100	400			9,336,900
佐賀	213,300		897,100	571,400	14,800	15,800		7,300	516,300
長崎	371,100		1,722,000	1,807,300	277,200				1,722,700
熊本	461,200		2,253,700	1,342,700	31,900				749,100
大分	280,800		1,106,300	440,200	54,000	6,500			388,900
宮崎	280,900		1,192,200	458,300	207,800				
鹿児島	1,176,000		1,729,600	600,100	142,800			0	685,400
沖縄	168,200		645,400			5,800	7,100	71,900	
合計	30,335,800	1,050,900	114,041,700	274,810,000	8,548,000	525,300	1,133,500	854,200	252,969,200
									5,761,700

※件数とは、被保険者台帳等で管理している記録の件数のことであり、国民年金(台帳)及び厚生年金保険(原簿)については枚数(1枚当たり1記録収録)、厚生年金保険(名簿)及び船員保険(名簿)については、被保険者記録の延べ件数のことである。

※件数については、100件単位とし、50件以上は切り上げ、50件未満は切り捨てとしている。

※国民年金の特殊台帳の件数については、「特殊台帳と普通の台帳が混在」している件数を含む。

国民年金被保険者名簿の保管状況について

〔保管件数(延べ件数)〕

	紙	マイクロフィルム	磁気媒体	合計
北海道	2,328,900	7,900,000	1,571,200	11,800,100
青森	867,000	600,000	575,500	2,042,400
岩手	999,500	58,100	209,000	1,266,600
宮城	1,280,100	0	1,077,100	2,357,100
秋田	680,000	0	266,700	946,700
山形	427,200	0	495,700	922,900
福島	556,500	185,600	749,800	1,491,900
茨城	1,527,200	137,700	797,800	2,462,700
栃木	970,900	274,000	875,200	2,120,100
群馬	640,600	0	748,200	1,388,800
埼玉	2,347,200	9,769,100	8,293,800	20,410,200
千葉	1,087,500	183,400	523,700	1,794,700
東京	891,300	308,600	3,621,900	4,821,800
神奈川	650,000	2,888,400	87,700	3,626,100
新潟	1,083,200	0	698,700	1,781,900
富山	302,000	0	60,700	362,700
石川	408,900	0	216,600	625,600
福井	182,100	2,406,200	4,153,100	6,741,300
山梨	338,900	0	80,100	419,000
長野	803,700	88,800	1,280,400	2,172,800
岐阜	1,012,000	370,000	790,000	2,172,000
静岡	564,600	114,300	1,891,000	2,569,900
愛知	1,675,000	5,464,100	3,940,300	11,079,400
三重	938,100	649,600	767,300	2,355,000
滋賀	166,900	0	628,500	795,400
京都	329,000	8,862,100	694,900	9,885,900
大阪	1,709,100	490,400	4,022,000	6,221,500
兵庫	741,700	0	699,800	1,441,400
奈良	467,200	1,915,700	338,400	2,721,200
和歌山	655,000	415,800	881,800	1,952,600
鳥取	312,200	0	159,400	471,600
島根	284,300	100,000	213,800	598,200
岡山	868,200	0	461,600	1,329,900
広島	786,300	0	829,200	1,615,500
山口	669,200	456,800	1,755,900	2,881,900
徳島	618,500	106,000	430,800	1,155,300
香川	564,000	0	230,200	794,300
愛媛	1,040,800	227,300	228,900	1,497,000
高知	459,900	0	508,500	968,300
福岡	2,261,800	1,478,200	1,525,800	5,265,800
佐賀	595,400	97,000	99,300	791,700
長崎	849,400	0	454,200	1,303,600
熊本	747,600	0	244,700	992,300
大分	738,600	0	81,000	819,600
宮崎	601,400	0	89,500	690,900
鹿児島	1,503,900	0	516,800	2,020,700
沖縄	304,300	0	1,012,400	1,316,700
合計	39,837,000	45,547,100	49,878,700	135,262,800

社会保険事務所において保管されている国民年金被保険者名簿の保管状況

都道府県	市町村名	旧市町村名	保管件数				保管事務所
			紙	マイクロフィルム	磁気媒体	合計	
北海道 福島 宮城	日高郡新ひだか町	静内郡静内町	0	0	66,000	66,000	苫小牧
	いわき市	いわき市	78,000	0	0	78,000	平
	松島町	宮城郡松島町	8,220	0	0	8,220	仙台東
	七ヶ浜町	宮城郡七ヶ浜町	12,500	0	0	12,500	
	利府町	宮城郡利府町	20,500	0	0	20,500	
埼玉 東京	行田市	行田市	1,105	0	0	1,105	熊谷
	墨田区	墨田区	187,350	0	0	187,350	墨田
	江東区	江東区	1,100	0	0	1,100	江東
	杉並区	杉並区	0	219,000	0	219,000	杉並
	北区	北区	50,000	0	0	50,000	北
	板橋区	板橋区	16,600	0	0	16,600	板橋
	葛飾区	葛飾区	75,000	0	0	75,000	葛飾
	町田市	町田市	0	605,000	0	605,000	町田
神奈川	福生市	福生市	15,000	0	0	15,000	福生
	南足柄市	南足柄市	22,133	0	0	22,133	小田原
富山	足柄上郡中井町	足柄上郡中井町	6,478	0	0	6,478	富山
	富山市	富山市					
	上新川郡大沢野町	上新川郡大沢野町					
	上新川郡大山町	上新川郡大山町					
	婦負郡八尾町	婦負郡八尾町	24,000	0	0	24,000	
	婦負郡婦中町	婦負郡婦中町					
長野	岡谷市	岡谷市	51,200	0	0	51,200	岡谷
	茅野市	茅野市	23,800	0	0	23,800	
岐阜 愛知 鳥取	岐阜市	羽島郡岐阜市	8,280	0	0	8,280	岐阜南
	西春日井郡春日町	西春日井郡春日町	2,000	0	0	2,000	名古屋西
	鳥取市	鳥取市					鳥取
岡山	岩美郡国府町	岩美郡国府町					
	岩美郡福部村	岩美郡福部村					
	八頭郡河原町	八頭郡河原町					
	八頭郡用瀬町	八頭郡用瀬町	3,691	0	0	3,691	
	八頭郡佐治村	八頭郡佐治村					
	気高郡気高町	気高郡気高町					
山口 佐賀 大分 宮崎	倉敷市	浅口郡船穂町	8,100	0	0	8,100	倉敷
	津山市	吉備郡真備町	8,900	0	0	8,900	
	宇都市	津山市	31,600	0	0	31,600	津山
	佐賀市	宇都市	26,198	0	0	26,198	宇部
宮崎	日田市	佐賀市	34,431	0	0	34,431	佐賀
	宮崎市	日田市	50,000	0	0	50,000	日田
	宮崎市	宮崎市	61,220	0	0	61,220	宮崎
	宮崎郡田野町	宮崎郡田野町	13,965	0	0	13,965	
	宮崎郡佐土原町	宮崎郡佐土原町	4,046	0	0	4,046	
	東諸県郡高岡町	東諸県郡高岡町	10,709	0	0	10,709	高鍋
高鍋町 西米良村	高鍋町	児湯郡高鍋町	16,200	0	0	16,200	
	西米良村	児湯郡西米良村	1,800	0	0	1,800	
計	30市町村	48旧市町村	874,126	824,000	66,000	1,764,126	25社保

(問2) オンラインシステムの操作等による不正受給の事案を防止するための対策はどのようにしているのか。

(回答)

- 1 社会保険事務所担当職員は、社会保険オンラインシステムよりデータ入力する場合、管理者（事務所次長又は庶務課長等）から個人毎に配付された磁気カードを使用する。このカードは、徴収業務、適用業務等の業務毎に入力規制を行っており、処理結果についてもリストにより確認している。
- 2 今後、平成20年1月から3月にかけて、順次、新ウィンドウマシンを導入する予定としており、従来のカード認証方式から生体情報（指静脈）による認証方式とすることから、入力者の特定を更に厳格に管理することが可能となる。
- 3 また、社会保険業務センターにおいても、処理結果リストを管理者が確認するとともに、年金給付誤りの防止や年金給付業務の適正化に資するため、社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会を設置している。
- 4 なお、平成22年度に稼働を予定している最適化後のシステムにおいては、最終決裁者の確認が完了しなければデータベースの更新を行えない仕様としているほか、名字と名前の同時変更の警告機能なども設けている。また、不正発覚時の入力者の特定については、ログによる分析等により可能である。

(問3) NTTデータが高めの金利を設定することによりシステム費用を34億円過大に請求していたという
会計検査院の指摘について、返還請求したかどうか。民事契約として5年分の返還を請求できるか。

(回答)

- 1 平成17年10月の会計検査院の是正改善の処置要求の趣旨は、社会保険庁がNTTデータに支払っているソフトウェア使用料のうち利子相当額の算出方法が適切ではなく、将来に向かって是正改善していくべきとのことであった。

(注) 具体的には、ソフトウェア使用料算出において、長期プライムレート平均値をそのまま利子相当額率としてアドオン方式により利子相当額を算出していたことが適切でないとの指摘を受けたものである。

- 2 当該是正改善の処置要求を受けて、社会保険庁としては、会計検査院の趣旨を踏まえ、平成17年10月以降新たに使用を開始したソフトウェアの利子相当額の算出において適切な率を設定することにより改善を図ったところ。
- 3 一方、既に支払ったソフトウェア使用料の取扱いについては、法的には委託先((株)NTTデータ)は、返還請求に応じる義務がないことから、返還請求を行っていない。

【参考】平成 17 年 10 月 26 日 会計検査院より是正改善の処置要求（抜粋）

「データ通信サービス契約に係るソフトウェア使用料のうち利子相当額について」

3 本院が要求する是正改善の処置

貴庁では、今後も引き続き社会保険オンラインシステムを運用していくことから、今後も多額のソフトウェア使用料を毎年度支払っていくことになると見込まれる。

については、貴庁において、基本的事項として決定される年経費率のうちの利子相当額率の協議に当たっては、借入利率として適切な率を設定した上で、アドオン方式による場合の利子相当額率を適切に設定するなどして、ソフトウェア使用料における利子相当額を適正に算出する措置を講ずる要があると認められる。

(問４) 窓口装置のリース料金について示されたい。

(回答)

- 1 平成１９年度中に随意契約により調達した窓口装置の１台当たりの経費については、(株) ＮＴＴデータに確認したところ、回線工事等の初期費用で約８万円、月額使用料として約７.５万円の経費が必要である旨の報告を受けている。
- 2 一方、新しい端末は入札で調達することとなる上に、調達台数により入札額が変動するためお答えすることは困難である。
- 3 また、市区町村に設置することとした場合、回線敷設費や運用保守業者との契約、セキュリティ対策面など、設置する場所、台数も含めての検討が必要となり、経費見積もりを算出することは困難である。

(問5) 市町村職員と社会保険労務士それぞれに、なぜ窓口装置を操作させられないのか。

(回答)

1 市町村への窓口装置の設置について

(1) 社会保険事務所に設置している窓口装置を市町村の窓口を設置することについては、

- ①地方分権一括法に基づく市町村の法定受託事務には、年金相談が含まれていないこと、
- ②窓口装置の操作により、不特定多数の年金個人情報にアクセスが可能となっており、相談者以外の方の年金記録も閲覧可能であるが、これは個人情報保護の観点から問題があること、
- ③窓口装置は、来年3月までに新端末に切り替えることとしており、市町村にまで設置する余裕がないこと、などから、困難である。

(2) なお、「ねんきん特別便」の送付に伴い、多数の被保険者・受給者の方が社会保険事務所に来訪することが予想される。こうした中、住民に身近な市町村のご協力を得て相談に対応していただくことは、年金記録の確認業務を円滑に進める上で大きな支援になると考えている。

具体的には、

- ①相談者が持参した「ねんきん特別便」についての趣旨・目的及び記載内容の説明、
- ②加入記録に記載漏れがないかどうかのご本人への確認、
- ③照会票の記入の方法などの助言、
- ④市町村と社会保険事務所の事前協議を前提に、照会票の社会保険事務所への提出の取り次ぎについてご協力をいただくことをお願いしたいと考えている。

- (3) このような考え方に立ち、市町村に対して、「ねんきん特別便」に関する仕組みについての情報提供や市町村にお問い合わせが寄せられた場合の対応例などを配布し、各市町村の住民の利便の向上が図られるよう努めてまいりたい。

2 社会保険労務士事務所への窓口装置の設置について

- (1) 社会保険労務士事務所に窓口装置を設置することについては、市町村の窓口への設置と同様に、
- ①窓口装置からは、不特定多数の年金個人情報にアクセスが可能であり、相談に訪れた方以外の方の年金記録も閲覧可能な端末を社会保険庁職員の直接の管理が及ばない場所に設置することは、個人情報保護の観点から問題があること、
 - ②窓口装置は、来年3月までに新端末に切り替えることとしており、社会保険労務士事務所に設置する余裕がないこと、
- などから、困難である。
- (2) なお、仮に社会保険労務士会が他の民間電話相談受託事業者と同様に、社会保険庁との間で委託契約を締結し社会保険庁職員の管理の下で年金相談を行う場合には、窓口装置を操作することが可能である。その際には、個人情報保護の規定により、契約の条件として、個人情報保護に係る安全確保の措置について、行政機関と同等の措置を講じていただくことが必要である。

(3)「ねんきん特別便」の送付に伴う相談対応を円滑に実施するためには、社会保険事務所の相談窓口や社会保険事務所が実施している巡回相談等において、

①「ねんきん特別便」についての趣旨・目的及び記載内容の説明、

②加入記録に記載漏れがないかどうかのご本人への確認、

③照会票の記入の方法などの助言

を適切に遂行できる方々の協力が必要である。

このため、専門知識をお持ちの社会保険労務士の方々にこのような業務の遂行にご協力をお願いすることとし、市町村と同様に、「ねんきん特別便」に関する仕組みについての情報提供やお問い合わせが寄せられた場合の対応例などを配布してまいりたい。